

# 川棚町物価高騰対策支援事業実施要領

(川棚町産業振興課)

## 事業の概要

### 1. 趣旨

燃油や物価等の高騰を受け、経営に大きな影響を受けている町内中小企業者に対して、予算の範囲内で川棚町物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、経費の負担軽減及び経営の維持を図ることを目的とする。

## 支給対象者

支援金の支給対象となる事業者は、次の1から7の全てを満たす事業者とする。

1. 令和4年1月1日時点で町内において本社又は事業所を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する事業者であること。ただし、農林漁業を営む事業者等は除く。
2. 町への申請日時点で町税を滞納していないこと。ただし、税務担当課等と納付について協議のうえ、納税に関する誓約書を提出している場合はこの限りではない。
3. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者等であること。
4. 支援金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること。
5. 川棚町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金の支給を受けた事業者でないこと。
6. 川棚町保育所等原油価格・物価高騰対策支援金の支給を受けた事業者でないこと。
7. 長崎県介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金の支給を受けた事業者でないこと。

## 支給対象経費

1. 支援金の支給対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、令和4年7月から9月分までの町内の事業所で使用した業務用の電気代、ガス代及び燃料油代（全て確定申告時に必要経費となるものに限る。）とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。
2. 支援金の支給対象となる電気代及びガス代については使用月（検針の日の属する月）とし、燃料油代については購入月とする。

## 支給額

1. 支援金の額は、令和4年7月から9月分の支給対象経費の合計に2分の1を乗じた金額とし、1支給対象者につき8万円を限度とする。ただし、支援金の額に1千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
2. 支援金の交付は、1支給対象者につき1回限りとする。

## 申請手続き

### 1. 支援金の申請受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月20日（金）までとする。ただし、郵送申請の場合は当日消印有効とする。

※支援金の申請は1事業者当たり1回限りとします。

### 2. 申請書類

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。

#### (1) 申請に必要な書類（川棚町指定の様式）

- ① 川棚町物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）

#### (2) 添付が必要な書類（全事業者共通）

- ① 振込口座の通帳等の写し（申請者と同一名義であること）  
※通帳の表紙を開いた見開きのページをコピーし提出してください。
- ② 町内に事業所を有する中小企業者であること及び代表者名が確認できる書類の写し  
※法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書  
※個人事業主の場合は運転免許証、健康保険証等の写し  
※確定申告書B（令和4年申告分）
- ③ 支給対象経費が確認できる書類の写し  
※令和4年7～9月分の電気代、ガス代の検針票（供給事業主が発行したもので、使用場所、契約者名が明記されているもの）  
※令和4年7～9月分の燃料油代の領収書等（給油日がわかるもの）

### 3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・川棚町役場産業振興課の窓口
- ・川棚町のホームページからダウンロード

### 4. 申請方法

下記申請先あて持参又は郵送してください。（申請方法の詳細については川棚町のホームページを確認してください。）

【申請先】 〒859-3692 東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1  
川棚町役場産業振興課商工観光係（窓口）

### 5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、川棚町物価高騰対策支援金支払通知書（様式4）を送付します。

（なお、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。）

## その他

1. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取消し、納期を定めて支援金の全額返還請求を行います。その場合に納期までに返金しなかったときは、支援金を返還するとともに、納期の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年率 2.5%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。
2. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
3. 問合せ先

川棚町産業振興課商工観光係（窓口）

電話番号 0956-76-8335

開設時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分～17 時 15 分